

議案第94号

阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について

阿見町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

阿見町災害見舞金支給条例(昭和50年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(見舞金の支給対象)

第3条 見舞金の支給の対象となる者は、災害により日常生活に著しく支障を来す被害を受けた者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 町の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき町が備える住民基本台帳をいう。)に登録されている者
- (2) 町に所在する住家に居住し、主たる生活の拠点としていると認められる者

(見舞金の支給等)

第4条 町は、次に掲げる被害の程度に応じ、当該各号に定める額を見舞金として支給するものとする。

- (1) 死亡(推定を含む。) 200,000円
- (2) 全治3か月以上の入院加療を要する負傷 50,000円
- (3) 住家の全焼又は全壊 100,000円
- (4) 住家の半焼又は半壊 50,000円
- (5) 住家の床上浸水 50,000円
- (6) 住家の床下浸水 10,000円

2 前項第3号から第6号までの被害の程度は、現に居住する住家を対象とし、世帯を単位とする。

3 第1項の被害の程度は、規則で別に定める基準に基づき、町長が判定するものとする。

第5条中「第4条」を「前条」に改め、「者」の次に「(前条第1項第3号から第6号に定める被害の程度に係る支給の場合にあっては、その世帯主)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町災害見舞金支給条例（昭和50年条例第1号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<u>（対象者）</u> <u>第3条 見舞金の対象者は、本町において住民基本台帳に登録されている者とする。</u> <u>（見舞金等の額）</u> <u>第4条 見舞金の額は、次のとおりとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、見舞金等を減額し、又は支給しないことができる。</u> <u>（1） 死亡又は死亡したと推定されたもの 200,000円</u> <u>（2） 負傷した場合において全治3ヵ月以上の入院加療を要するもの 50,000円</u> <u>（3） 住家の全焼又は全壊したもの 100,000円</u> <u>（4） 住家の半焼又は半壊したもの 50,000円</u> <u>2 前項第3号から第4号までは、現に居住している住家とし、世帯を単位とする。</u>	<u>（見舞金の支給対象）</u> <u>第3条 見舞金の支給の対象となる者は、災害により日常生活に著しく支障を来す被害を受けた者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。</u> <u>（1） 町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町が備える住民基本台帳をいう。）に登録されている者</u> <u>（2） 町に所在する住家に居住し、主たる生活の拠点としていると認められる者</u> <u>（見舞金の支給等）</u> <u>第4条 町は、次に掲げる被害の程度に応じ、当該各号に定める額を見舞金として支給するものとする。</u> <u>（1） 死亡（推定を含む。） 200,000円</u> <u>（2） 全治3か月以上の入院加療を要する負傷 50,000円</u> <u>（3） 住家の全焼又は全壊 100,000円</u> <u>（4） 住家の半焼又は半壊 50,000円</u> <u>（5） 住家の床上浸水 50,000円</u> <u>（6） 住家の床下浸水 10,000円</u> <u>2 前項第3号から第6号までの被害の程度は、現に居住する住家を対象とし、世帯を単位とする。</u>	

改正前	改正後	備考
3 被害の程度は、町長が判定するものとする。 (届出) 第5条 第4条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から10日以内に、町長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。	3 第1項の被害の程度は、規則で別に定める基準に基づき、町長が判定するものとする。 (届出) 第5条 前条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者 <u>(前条第1項第3号から第6号に定める被害の程度に係る支給の場合にあっては、その世帯主)</u> は、災害を受けた日から10日以内に、町長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。	

議案第94号 説明資料

【条例改正の概要】

災害見舞金の支給対象を拡大し、被災者支援を強化するため、阿見町災害見舞金支給条例の一部を改正するもの。

【改正の内容等】

事項	改正の内容
見舞金の支給対象者	・「町に所在する住家に居住し、主たる生活の拠点としていると認められる者」を含める。
見舞金の支給対象となる被害	・「住家の床上浸水」を含める。 ・「住家の床下浸水」を含める。